

令和2年度

牛久市HAPPYマタニティ 臨時特別給付金(妊婦応援 特別給付金)のお知らせ

【給付額】
妊婦一人につき
10万円

※多胎の場合は胎児
1人につき10万円

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている中で、出産に臨むママさんを応援するため、牛久市独自の臨時特別給付金を支給します!! 対象の方には個別に案内します。

対象となる 妊婦の方

(①または②を
満たすこと)

- ①令和2年4月27日②時点で妊娠届出書を提出して母子健康手帳の交付を受けている妊婦(令和2年4月27日以前に当該妊娠届出書の対象となる新生児を出産した方を除く)
- ②令和2年4月28日③～令和3年3月31日④の期間に妊娠届出書を提出して母子健康手帳の交付を受けた妊婦



支給条件

以下を全て満たすこと

- 給付金申請日に牛久市に住民票があること
- 給付金申請日から1年以上牛久市に居住する意思があること

給付金の支給手続き

【申請期間】令和2年8月3日(月)～令和3年3月31日(水)

【申請方法】申請書類に必要事項を記入の上、健康づくり推進課宛に返信用封筒で郵送または、健康づくり推進課窓口にて申請してください(本人確認書類・印鑑・口座のわかるものが必要です)。支給決定次第、申請日の翌月末を目安に指定口座に振り込みます。

【問い合わせ】健康づくり推進課『すまいる』☎870-5657(平日午前8時30分～午後5時15分)

令和2年度

ひとり親世帯臨時特別給付金のお知らせ

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します。給付には**基本給付**と**追加給付**の2つがあります。

支給対象者

〈1〉基本給付…児童扶養手当受給世帯等への給付

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方(全部支給停止者を除く)
- ②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
※既に児童扶養手当受給者としての認定を受けている方だけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象となります。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

〈2〉追加給付…新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し収入が減少した方への給付

基本給付金対象の①または②の該当者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

給付額

- 〈1〉基本給付…1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
- 〈2〉追加給付…1世帯5万円

給付金の支給手続き

- ①に該当する方
 - 〈1〉基本給付…申請不要。8月下旬頃、児童扶養手当の指定口座に振り込み。
 - 〈2〉追加給付…申請が必要。該当の方は、現況届提出時(8月3日(月)～8日(土))に、収入が減少している旨の申請を行ってください。支給決定次第、児童扶養手当の指定口座に振り込みます。
- ②または③に該当する方
 - 〈1〉基本給付・〈2〉追加給付(②に該当する方)ともに申請が必要。いずれも8月17日(月)より申請受付および申請の相談を開始します。支給決定次第、申請書に記載の口座に振り込みます。

詳細については市ホームページをご確認ください。



【問い合わせ】こども家庭課☎内線1732、1733